

平成26年6月13日6月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 小池 拓司
4番 鈴木 深由希	5番 澤井 信秀	6番 齊木 亨
7番 桑田 典章	8番 山村 恵美子	9番 穴戸 稔
10番 保実 治	11番 池田 徹	12番 新家 良和
13番 福岡 誠志	14番 岡田 美津子	15番 杉原 利明
16番 亀井 源吉	17番 伊達 英昭	18番 國岡 富郎
19番 大森 俊和	20番 竹原 孝剛	21番 平岡 誠
22番 小田 伸次	23番 林 千祐	24番 久保井 昭則
25番 助木 達夫	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 藤井 啓介
特命プロジェクト 推進部長 堂本 昌二	財務部長 部谷 義登
地域振興部長 福永 清三	産業部長 兼農業委員会 事務局 局長 上岡 譲二
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 瀧 奥 恵
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 坂本 高宏
総合窓口 センター部長 岡本 一彦	市民病院部 事務部長 山本 直樹
君田支所長 児玉 義徳	布野支所長 奥川 利裕
作木支所長 加藤 良二	吉舎支所長 木屋 繁広
三良坂支所長 片岡 法生	三和支所長 細美 好宏
甲奴支所長 内藤 かすみ	企業誘致課長 森本 純
選挙管理委員会 事務局 局長 上野 哲之	監査事務局長 落合 裕子

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

事務局 局長 大倉 克文	次 長 吉川 一也
議事係 係長 才田 申士	政務調査係長 明賀 克博
政務調査主任 瀧熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（13日間）
第 2		議会改革推進特別委員長報告
第 3		株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長中間報告
第 4	発議第 5 号	三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）（原案否決）
第 5	発議第 6 号	三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）
第 6		常任委員の選任（決定）
第 7		議会運営委員の選任（決定）
第 8	報告第 9 号 報告第10号	専決処分の報告について（訴えの提起について） 専決処分の報告について（訴えの提起について）
第 9	報告第11号 報告第12号 報告第13号	繰越明許費繰越計算書について（平成25年度三次市一般会計予算） 繰越明許費繰越計算書について（平成25年度三次市下水道事業特別会計予算） 繰越計算書について（平成25年度三次市病院事業会計予算）
第10	議案第48号	三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成基金条例（案）（教育民生委付託）
第11	議案第49号 議案第50号	工事請負契約の一部変更について（総務委付託） 市道路線の認定について（産業建設委付託）
第12	議案第47号	平成26年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）

日程番号	議案番号	件名
第13	請願第1号	集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出について（総務委付託）
第14		議長の常任委員辞任について（承認）

平成26年6月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成26年6月13日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（日間）……………27
第 2		議会改革推進特別委員長報告……………27
第 3		株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長中間報告……………30
第 4	発 5	三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）……………34
第 5	発 6	三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）……………41
第 6		常任委員の選任……………44
第 7		議会運営委員の選任……………45
第 8	報 9	専決処分の報告について（訴えの提起について）……………46
	報 10	専決処分の報告について（訴えの提起について）……………46
第 9	報 11	繰越明許費繰越計算書について（平成25年度三次市一般会計 予算）……………46
	報 12	繰越明許費繰越計算書について（平成25年度三次市下水道事 業特別会計予算）……………46
	報 13	繰越計算書について（平成25年度三次市病院事業会計予算）……………46
第10	議 48	三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成基金条例（案）……………49
第11	議 49	工事請負契約の一部変更について……………50
	議 50	市道路線の認定について……………50
第12	議 47	平成26年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）……………52

日程番号	議案番号	件名
第13	請 1	集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出について……………53
第14		議長の常任委員辞任について……………54


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様には、大変お忙しい中お越しいただきまして、まことにありがとうございます。

本日から平成26年6月定例会を行いますので、よろしく願いをいたします。

また、三次市議会では、地球温暖化防止と省エネルギー対策のため、5月から10月末までの期間を拡大をいたしまして、ノーネクタイなどの軽装といたしておりますので、御理解をいただきたいと思えます。皆様、暑かったら、上着をとられて結構でございます。

ただいまの出席議員数は26人であります。

これより平成26年6月三次市議会定例会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、福岡議員及び新家議員を指名をいたします。

この際御報告をいたします。

6月12日、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書を受理いたしております。

受理いたしました法人は次のとおりであります。一般社団法人三次市観光協会、吉舎食品株式会社、公益財団法人奥田元宋・小由女美術館、株式会社暮らしサポートみよし、財団法人三次市開発公社、一般社団法人地域包括支援センター三次、以上の説明書については配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月25日までの13日間としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって会期は13日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議会改革推進特別委員長報告

○議長（沖原賢治君） 日程第2、議会改革推進特別委員長報告を議題といたします。

報告を求めます。

（議会改革推進特別委員長 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 保実議会改革推進特別委員長。

〔議会改革推進特別委員長 保実 治君 登壇〕

○議会改革推進特別委員長（保実 治君） 皆さんおはようございます。

それでは、議会改革推進特別委員長報告を行います。

議会改革推進特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成24年6月定例会において、10人の委員をもって設置され、二元代表制の一翼を担う存在として、市民に信頼され、市民の負託に応えられる議会を築き上げ、さらなる議会改革を推進するため、7つの所管事項を掲げ、これまでに24回の特別委員会を開催し、3回の間接報告を行ってまいりました。その7つの所管事項は、議員活動の活性化に関すること、予算特別委員会の常任委員会化について、広報広聴特別委員会の常任委員会化について、反問権、反論権の導入について、通年議会に関すること、議員報酬に関すること、議員定数に関することであり、その最終報告を行います。

まず、議員活動の活性化に関することについては、議会や委員会の開催状況や議員の出席状況の周知のために、電光掲示板を新庁舎に設置すること。議員の資質向上のために、研修会へ積極的に参加することや、視察研修後には報告書を作成し、委員長へ報告を行うこと。また、委員会の審査を充実させるための自由討議を積極的に取り入れることとして、具体的な進め方を検討しました。今後は、議員研修会の場を活用し、議員全員で討議の仕方を深めていくことといたします。

次に、予算特別委員会の常任委員会化については、平成24年9月議会において、三次市議会委員会条例の一部を改正を行い、決算も含めた全会計について審査する予算決算常任委員会を設置し、議長を除く全議員で審査を行っているところであります。

次に、広報広聴特別委員会の常任委員会化については、平成25年4月議会において、三次市議会委員会条例の一部を改正を行い、広報広聴常任委員会を設置し、本会議の様相を平成24年6月からインターネット録画配信を行っていましたが、平成25年9月議会からは、生の映像も配信できるようになりました。

次に、反問権、反論権の導入については、反問は、議員や委員の質問や質疑に答弁するため、発言の趣旨や不明部分を明確にするための確認を市長などの答弁者に認めることであり、執行部との調整を経て、平成25年12月議会において、三次市議会基本条例の一部改正を行い、反問権について認めることといたしました。

次に、通年議会に関することについては、平成24年10月に、三重県四日市市と亀山市に行政視察を行い、先進事例を参考に検討を行いました。1年間を会期とする通年議会については、災害どき等における迅速な対応が可能になることや、委員会の活性化、議会権限の強化にもつながることであり、特別委員会では導入すべきとの結論を出し、議長へ報告を行ってきたところです。これからは、執行部との調整や課題の整理はあるものの、一日も早い実施に向けた取り組みを進めていく必要があります。

次に、議員報酬に関することと議員定数に関することについてです。

議員報酬については、将来に向けて魅力のある三次市を創造するために、議員の資質向上と次世代を担う優秀な人材を確保するため、報酬を上げて改善を図る必要があるとの意見が多かったです。しかし、三次市の財政状況や民間の賃金、近隣市との報酬額との比較、景気動向

などを考え合わせた結果、報酬は現状維持とし、議員活動の充実と資質向上のために必要な政務活動費の増額を求めることといたしました。

議員定数に関することについては、判断の基準に、市の産業構造、人口、面積、財政規模、合併市町村数、小・中学校数を考慮した全国の類似団体との比較分析を行い、三次市における適正な議員定数は24名であるとの分析結果が得られましたが、行財政改革の視点のみならず、市民の声が市政に十分に伝わり、市民全体の福祉向上につながることを考えれば、現状維持とすべきとの意見も多くあり、特別委員会の結論は現状維持の26人または24人に削減するのが妥当であるとして、議長へ報告を行いました。その後、全員協議会で説明され、議長の24人という判断結果が議会運営委員会に諮られているところです。

以上が議会改革推進特別委員会で審査した7つの事項の成果や結果であります。

これで本特別委員会の2年間における審査は終了となりますが、議会改革の取り組みは終わることなく永遠に続くものであります。今後は、議会運営委員会での的確な情報分析と状況判断のもと、三次市の将来を見据え、これからも一層議会改革が推進されるよう期待し、議会改革推進特別委員長としての最終報告といたします。

以上でございます。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） 1点だけ確認をさせてください。

先ほどの報告の中で、議員定数に関することではありますが、2月の末に行われた中間報告では、22人にまで削減すべきとの少数意見もあったというふうに報告がされておりますけれども、そうした議論が、委員会の中で主にどのような意見、理由として、根拠として、22人というようなことが出されたのか、お聞きをしたいと思います。

（議会改革推進特別委員長 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 保実議会改革推進特別委員長。

○議会改革推進特別委員長（保実 治君） 須山議員の質問にお答えをしたいと思います。22人というのは少数意見として確かにございました。これは、22人を主張する根拠として、類似団体のデータに加えて、将来人口推計や今後の財政見通しを勘案した、なおデータによると、面積の広い自治体でも、また三次市よりも少ない定数でやっておるところもある。だから、面積が広いから定数を減らさなくてもいいとは言えないという意見でございました。

○議長（沖原賢治君） ほかに質疑がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議会改革推進特別委員長報告を採決をいたします。

本件は、委員長の報告を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長中間報告

○議長（沖原賢治君） 日程第3、株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長中間報告を議題といたします。

報告を求めます。

（株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長。

〔株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長 竹原孝剛君
登壇〕

○株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長（竹原孝剛君） おはようございます。

株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長中間報告を行います。

株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員会は、三次市が出資する三次ケーブルビジョンの平成24年度三次市個別外部監査結果報告において、経営上の課題や問題点が数多く提起されたことにより、三次市議会としても、これを三次ケーブルビジョン固有の問題として看過することはできないとの意見が多く出され、その全容の解明と適正かつ健全な経営を構築することを目的として、平成25年2月28日に13人の委員をもって設置されました。

これまで特別委員会を21回開催し、市担当部からの聞き取りや、平成13年から平成25年当時、本事業に携わった市の関係者及び三次ケーブルビジョン関係者からの意見聴取を行いました。さらには、百条委員会を設置された他市の視察や各種資料提出を求めるなど、精力的に調査を実施してまいりました。

今回は、次の6項目について、現在までの調査の経過を報告するものであります。

1、三次ケーブルビジョン設立時の問題点について。

本事業は、当初から、三次市の人口規模では採算性の問題から民間での設備投資が不可能であり、官である市が主導で、CATV設備の全てを負担してきた。したがって、CATV事業として発足した会社は、市場の狭隘さから、当初から利益が出る体質ではないことを意識していたはずである。参考人の意見聴取においても、「公設民営という考えは検討の段階から認識していた」「この事業は採算がとれない性格である」、また吉岡元市長も、「民設民営では当然全てを賄うことはできない」と当時発言されているように、設立時から公設民営での運営が考えられていた。しかし、市民や議会の中には、会社が単独で黒字経営できるとの認識も多く

あり、当局の説明不足は否めない。このことから、事業開始時から十分な収支計画、設備計画の議論もないまま事業を進めたことに、CATV事業の大きな問題が存在していると考えられる。さらに、「営利を目的にするのか」「非営利を目的とするのか」を明確にしない官民合同による「第三セクター方式」は採用すべきではなかったのではないかと意見もある。外部監査報告では、「三次市民に対する情報提供者として責任を持って赤字であろうと地域住民に必要な不可欠なインフラストラクチャー（税金で整備する道路、上下水道などの社会基盤、構造基盤の総体）投資としてのCATVの運営を行うべきである。あくなき利潤を追求する資本主義の論理に従う必要性はない」「会社の存在意義は『非営利事業体』としての存在であって、決して余剰金の処分、株式配当を目的にする『純粋な営利企業』ではないと言うべきである」と第三セクターとしての位置づけと大義名分を結論づけている。しかし、会社関係者からの意見聴取では、「株式配当は必要である」との意見があり、この事業のありようについて、基本認識のずれが生じている。ただ、本委員会の意見は、第三セクターの株式配当について完全否定するものではなく、市民への説明責任を果たしながら、民間団体の傘下や施設運営形態も含め、今後の検討課題と捉えている。

2、IRU契約の問題点について。

IRU契約とは、関係当事者の合意がない限り、破棄したり、終了させることができない永続的な回線使用权のことで、「破棄し得ない使用权」と言われており、長期にわたり安定的使用の権利を認める契約である。中山間地域である三次市では、当初から、民間では設備投資が不可能であると想定し、市がCATV事業の全てを負担し、三次ケーブルビジョンに貸し出し、サービス提供は三次ケーブルビジョンが行うもので、事業費の市負担部分を三次ケーブルビジョンが賃料として市に支払う他に例を見ない契約を締結している。その具体的内容は、市が平成15年度から平成20年度までの直接事業費の累計額64億円のうち、市の一般財源持ち出し分21億8,000万円を三次ケーブルビジョンが21年間で市に対して支払うというものであるが、その賃借料の使途について、現在までの調査において、起債償還に当たるのか、基金積み立てをするのか、当時の執行部内の協議が不十分であったことがわかってきた。

参考人からの意見聴取においても、「IRU契約そのものについては協議はしていない」「賃借料を設備投資に充てるのか、起債償還に充てるのかの意思決定にかかわった記憶はない」「契約締結業務は行ったが、契約の過程を含めて十分把握をしていない」「十分な詰めなしで当面の契約をした」等の回答であった。実際は、起債償還相当額と賃借料が同じであることから、当初は償還に充てることを想定していたものと考えられるが、後に、この賃借料は三次市ブロードバンド光基金の積み立てとなっている。

特別委員会の中で、執行部に対し、「IRU契約の締結、変更について、議会議決は必要なかったのか」と確認したところ、「物品を適正な対価で貸し付ける場合は必要なかったと解釈している」との回答であり、そもそもIRU契約について議会への説明がなかった背景があった。

これらの経過から、その使途の変更に至る過程については、執行部の説明不足と議会の認識

不足のまま基金条例議決が行われることについては反省すべきである。このことについては、今後も必要な調査を行うこととしている。

3、設備更新投資計画について。

会社設立後10年を経過して、現有の施設や通信設備の更新時期が順次到来することから、会社技術担当者により、設備更新費用に今後84億円が必要と試算され、提案されているが、市においては、その更新計画に対する考え方は定かではない。

この件に関して、この事業に携わった市担当者8人からの聞き取りをした主な内容は次のとおりである。

(1)当時市長であった吉岡氏は、みずからの後援会報で「CATVの設備にかかわる市の実際の持ち出しは0円になる」と掲げており、この内容を守ることは当時の政策として絶対であった。(2)「過疎債等の財源資金をもってハード面の整備を行い、当然、一般部分の持ち出しが起債の関係で出てくるから、それについては三次ケーブルテレビのほうで施設使用料として払ってもらうことで、将来にわたっても市の持ち出し、起債償還も含めて負担の出ない仕組みとして、今現在計画を行っている」と平成17年3月定例会の一般質問において答弁があった。(3)「平成20年度第3期開局までは、整備対応に市担当職員、会社職員双方とも全力を傾けており、機器の更新について具体的協議はなかった。平成20年度も、デジタル化への対応でいっぱいだった。それ以降も、いまだ耐用年数を迎えていないこともあり、市、会社とも協議を行ってこなかった」以上のような意見だった。さらに、平成25年6月定例会での増田市長の答弁は、「当時、将来にわたって、一般財源の持ち出しは出ない仕組み、略、によって市は一般財源を持ち出さないということで進んできた」「導入当初に更新計画が作成されていなかったことが疑問である」「会社規模、営業収益からいって極めて困難である。会社が成り立たない仕組みではないかというように理解している」としながらも、公設民営の責任は市にあるとして、巨額の更新費用に係る問題については、今後、方向性を定めて整理することを明言されている。これらのことを勘案すれば、当時の一般質問に吉岡元市長が、「将来にわたっても持ち出さない仕組み」と発言したことが最も基本的かつ必要な将来に対する準備をおくらせた要因となったと考えられる。参考人聴取においても、誤解を与えた発言であったと本人も認めている。

4、二重帳簿、二通りの決算書問題について。

三次ケーブルビジョンが開業時から税務署に指摘されるまでの5年間にわたり使い分けていた株主総会用と税務用の二通りの決算書の存在については、結果的には、会社が赤字であったことから追徴金は発生しないものの、通常は会社年間収支を一つにまとめた帳簿類を責任ある会社幹部や監査人を通じて総会に諮られ、納税申告されるべきものである。考えられない会計上の処理である。外部監査人に決算の操作が行われていたと指摘されても弁解のしようがない。しかしながら、この点については、参考人がその立場になかったため、記憶が曖昧なことであること、当時の関係者も現在は在職していないことから、原因の究明には至らなかった。今後も可能な限り調査を行うことを特別委員会で確認をしている。

5、子会社ピオネットサービス株式会社について。

平成20年に清算された子会社「ピオネットサービス株式会社」は、宅内工事、機器の設置、保守、メンテナンス等に関する業務を効率よく、高い精度で作業を行うこと、あわせて広告代理業、映像ソフトの制作や配給など、多くの事業を担うとして設立された。平成17年の開局以降、宅内工事請負業者として一括的に受益者のニーズに対応されてはいるが、第3期地区の工事完了したことから、設立時に掲げていた多くの業務には手もつけず、目的が達成されたとして突然に清算されている。

参考人聴取では、会社関係者は「役割は終えたため清算した。当時は短期的に専門的な部門の会社が必要であった」と発言し、市関係者は「かかわりがなかった」と意見を述べている。また、外部監査報告書では、「清算時、平成20年度には、株主6人にはおのおの50万円の出資に対し、5万円の買い取り価格を三次ケーブルビジョンに負担させ回収している。投資資金の回収余剰があったためである。この金額はわずかであるが、質的に重大である」と指摘している。このことから、子会社の設立、そして存在を機動性やコストパフォーマンスを理由に正当化されているが、そのことだけでは、わざわざ設立して実施してきた事業の優位性が見出せず、さらに外部監査時に備えるべき書類が適正に管理されていなかったため、調査の依頼に適切に対応できなかったことなどから、ペーパーカンパニーに近い存在と指摘されているのは当然であると考えられる。ただ、ペーパーカンパニーから連想されるような不正な会計処理は提出された資料を審査した限りでは見られなかったことは申し添えておきたい。

6、今後へ向けての課題。

CATV事業は、新市まちづくり計画に市と市民の情報ネットワークの構築として高感度通信網の整備が掲げられ、平成17年12月には、『三次市情報化推進計画（グランドデザイン）「市民発、eー都市みよし」』を策定し、ケーブルテレビの光ファイバー網の整備を柱とするICT、情報通信技術基盤の整備に積極的に取り組んできたものである。この先進的な取り組みによって、ブロードバンド・ゼロ及びテレビ難視聴地域の解消と地上デジタルテレビ放送への移行における完全対応など早期に実現することができた。さらに、新たな三次市総合計画には、「みんなが安心して暮らせる災害や犯罪に強い町」として多様な防災情報伝達手段の確保がうたわれ、この設備の役割は大きく、現在は市民にとって必要不可欠なサービスとして定着しており、今後も期待する分は大きい。

しかしながら、これまでの調査において出された意見やさまざまな状況を振り返ると、市と三次ケーブルビジョンとの連携が図られていないと感じられる。現在の目まぐるしく変化する社会情勢の中、本市の生き残りをかけた挑戦に必要なこの情報システムの安定的な運用を行政の責務として、あらゆる情報をオープンにし、さらなる公正と透明性の確保を目指すこと、あわせて適正かつ健全な経営を構築するため、財政状況の課題も反映した今後の設備更新投資計画を早期に作成され、市と三次ケーブルビジョンの双方で共有し、そして連携し、「将来の方向性を見据えた業務改善」を積極的に進められたい。

本特別委員会も、この目標を達成できるよう、引き続き調査研究を通じて提言することとし、中間報告といたします。

○議長（沖原賢治君） 本件は中間報告でございますので、質疑だけを受けたいと思います。
それでは、質疑を願います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 発議第5号 三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第4、発議第5号三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

〔15番 杉原利明君 登壇〕

○15番（杉原利明君） ただいま御上程されました発議第5号三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、林千祐議員、吉岡広小路議員と私、杉原利明でございます。

議員定数の大幅な削減を求める多くの市民の声を伺っております。本案は、その市民の声を三次市議会に届けるために、次回市議会議員選挙より、議員定数を現状の26名から20名とする6減の議案を提出するものであります。

まず、議員定数削減を考えるに当たり、これからの議会、議員のあり方を考えるところから始めたいと思います。議会改革推進特別委員会の中では、定数を減らし、議員の空白地帯が出れば、市民の声が届かなくなるとの意見もあったというふうに伺っておりますが、そもそも市民の声が議員を通さなければ三次市行政に届かないとするならば、行政システムに大いに問題があると言わざるを得ませんし、議員を通すことで突如実現することがあるとすれば、もっと問題と考えております。我々議員は三次市全体の奉仕者として、予算配分等長期的かつ大局的に監視する役割が求められています。我々は、決して地域代表や一部支援者の代弁者であってはならないのです。そういった視点からすれば、今後求められる議員像も見えてきます。まず、あらゆる地域の声が自治連、支所等でしっかりとすくい上げられる仕組みづくりを促し、そこから上がってきたものに対し、三次市全体を俯瞰から見渡した上で、経済性、効率性、有効性の基準を共有して、財源に裏づけされた事業の優先配分を承認していかねばなりません。

また、議会改革推進特別委員会から答申があった現状維持、2減の両案ですが、2減案におきましては、三次市類似団体の平均値を探るという手法がとられました。自分たちの地域は自分たちの手でという地方自治、とりわけ地方分権の流れの中で、他都市との比較から平均値をとることを根拠にすることに対して違和感も感じております。三次市議会の定数は、本市の状況から、我々が独自に決めるべきものと考えますし、この手法により削減数を決めるということになれば、今後続く人口減少等のたびに定数の見直しを図らねばなりません。また、予算

決算常任委員会設置後、総務、教育民生、産業建設の各常任委員会には付託議案の偏りが顕著であり、教育民生、産業建設常任委員会においては、各定例会1議案程度の付託しかなくなったことは御承知のとおりであり、三次市の行政機構に対しては、3常任委員会を2常任委員会にすることも念頭に入れて、定数のあり方を考えることも必要ではないでしょうか。

さらに、今後の財源縮小の中で、市民サービスの削減は不可欠と考えております。三次市の標準財政規模を考えた際、現在の予算400億円は300億円程度が適切な数値と考えます。この25%の予算削減に対応する定数として、議員定数20、つまり6減の発議といたします。

最後に、議員各位には、この条例案に御賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） 何点か伺います。

まず、先ほどの特別委員長報告は、全会一致で可決されました。それは、定数については、現状の26あるいは24とするという報告に対して、全員がそれを是としたわけです。しかし、今の提案は、さらにそれを6減の20にしようということになります。その先ほどの委員長報告を承認したことの整合性について、まず1点伺います。

それから、先ほど少しあったと思いますが、議会の役割というものをどのように考えておられるのか。

それから、先ほど定数を20とした根拠については、経費の25%削減とか、今後さらなる人口減少というようなことを念頭に置いたということでもありますけども、やはり定数を削減をするということは、民意を削るということでもあります。こういう民意を削る、定数を削減することによって、本当に議会の活性化が図られ、市民の要求実現のために、議会として力を発揮することができるのか。あるいは、行政に対する監視機能、あるいは統制機能を議会が持つことができるのか。そこらについてのお考えを伺います。

それから、この間、先般、地方自治法が改正をされまして、いわゆる議員定数の上限がなくなりました。これについてのお考えがあればお伺いしたいと思います。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

○15番（杉原利明君） まずもって、先ほどの特別委員長報告に対する整合性という問題でありますけれども、先ほどの特別委員長報告におきましては、特別委員会の結論は現状維持の26人または24人に削減するのが妥当であるとして議長へ報告を行いました。その後、全員協議会で説明され、議長の24という判断結果が議会運営委員会に諮られているところなんですという、現在、議会運営委員会に諮られているところであるというところから、私は、今回、この議案を発議することに対して違和感を覚えておりません。また、特別委員会におきまして、各会派で意見をもち寄ってきてくださいというようなことが何回かあったというように記憶しておりますけ

れども、会派の中でも私は私の意見を申し上げ、恐らく特別委員会の中では、会派としてまともななかった、さまざまな意見が出たというふうに報告が上がっていると思いますし、先ほどの報告にも書かれておりますとおり、全員協議会で説明されという部分で、私は明確にこの特別委員会が出してきた数字に対しては反対の意見を述べておりますので、御理解をいただきたいというように思います。

この議員の定数を減らせば、民意を削ることにつながるとか、市民の要求実現ができるのかというような質問があったかというように思いますけれども、これは私が今提案理由で申し上げましたとおり、民意というのが、私は議員を通さなければしっかりと届かないと、市民の要求実現が議員がいなければできないということが、行政運営上、私はよろしくないんじゃないかというように思っております。議員は、この三次市に与えられた予算を適正に、全体的に見てどこに配分するかということをしつかりとチェックしていくべきであろうと。もちろん、上がってきた民意というのは、これは今必要だ、緊急性があると、そういったことはチェックするべきだと思いますけれども、議員が直接受けて発言することができなくなったら民意が削られるということは、私は問題があるというように思っております。

地方自治法において、上限が撤廃されたということですが、私は、やはり今申し上げましたとおり、地方自治においては、自分たちの地域は自分たちで決める、議員定数に関しましても、我々三次市議会が決めるということで、国からどうこう枠組みとか義務づけを外された中の一環で、この地方自治法改正があったというふうに思っております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) 最初の委員長報告を是としながら、それに反するというか、発議第5号で定数を20という提案をされています。これは、議運に諮られているところというのは、その議運の中で議長の考えとして24を出された。御存じのように、次の発議第6号でそれが議案として出ていることは、杉原議員も御承知のはずです。だから、私はそのところの定数20の提案と、先ほどの委員長報告を是としたことの整合性がないではないかということ、私は聞きたいんです。もう一度お答えいただきたい。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

○15番(杉原利明君) 先ほども申し上げましたけれども、今、議運で諮られている最中、きょう、この後すぐに審議がありますけれども、私は、何度も申し上げますけれども、この議員定数というところに関しては、この議場内でも反対をいたしました。2年間、この議会改革推進特別委員会の中で、2年間真摯にこの議会改革に対して7つの項目を議論していただいたことに対して、大変敬意も表しておりますし、ほかの部分に関して、全く異議するところでもありませんし、ここの議員定数に関するところに対して、別にこれを出されたことに対して、現状維持もしくは24という判断結果を出されたことに対して、私は議会改革特別委員会を否定するものでもありません。私のこの意見として、思いとして、この議案を発議させていただいており

ます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) 全く答弁になってないと思います。つまり、杉原議員は全員協議会のときに示された、説明されたのは反対をされた。であれば、きょうの委員長報告に対しても反対をされてしかるべきではないか。これを認めたということは、24ないしは現行のままということ承認したということになるんじゃないですか。

それと、議運に諮られてるということですけども、その議運の中で、議長の考えをもとに、発議第6号という議案が発議として議運のメンバーの中の方々が発議者として出されているわけです。だから、議運に諮られてるという段階ではないんです。議案として出されとるんです。

それと、いわゆる議員を通して住民の要求実現とかといいますけども、議員の大切なまた役割でもあるわけです。それが全てもちろん言いません。しかし、議会、議員の方々を通じて行政に声を直接届けるということは、二元代表制のもとでは当然である。そのことを否定するということは、二元代表制を否定することにつながると思いますが、そこらの考え、もう一度お伺いします。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

○15番(杉原利明君) 議運に諮られている最中ではないとおっしゃられますけれども、私のこの本案件の発議につきましても、議会運営委員会で承認をいただき、現在、御上程させていただいておりますので、その部分に関しましては、私は当たらないというように感じております。議運を通った以上、私はちゃんとしたルールに基づいて、現在、御上程させていただいているというふうに考えております。

もちろん市民の皆様の見解を聞いて届けるというのは大事な役割です。ただそれが、今以上に減らしたら、市民の声が届かなく、民意を削るとか、市民の要求実現ができるのかというようなお話をいただきましたけれども、現状においても、例えば議員が存在していない地域というのも、考えてみればあるわけで、それを全てを実現しようと思えば、何ぼでも増やせという意見にもつながってくると思いますので、二元代表制として、我々三次市議会はしっかりと市民の皆様の声いただき、かみ砕いた上で市提案の執行部であるとか、この後、発議されております議案に対して、市民の声が反映されていないと思えば反対もしていくと、賛成もしていくという立場であるべきであろうというふうに思っております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) これ重要な議案ですから、そんな回数制限されたらいけないんじゃないでしょうか。やっぱりきちっと議論をした上で判断をするというのが議会の役割なんですから。もちろんその他の議員の皆さんも発言、質疑されたらいいと思います。私も一回だけ言います。やっぱり答えになってませんよ。議運で承認されたから、これが出た。これは、発議権と

というのは、3名以上の発議者があれば、誰でも議員は議案を出すことができるんです。それに基づいて議運で出されたから、それは当然議題として扱うのは当たり前の話であって、あなた方が出されることを承認したとかということでは全くありません。これは会議規則にのっとってやったわけであります。

杉原議員も、市民の声をきちっと受けとめて、自治体行政に反映しなければならないというのは、当然お認めになりますよね。だけど、定数を減せば、それを受けとめる耳や目が少なくなることは事実であります。そうした点を、この広い市域の中で本当にカバーできるというふうに考えておられるのかどうか。もう一度、そこだけお願いします。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

○15番(杉原利明君) この広い市域ということでありましてけれども、私は、この提案理由でも申し上げましたとおり、議員がいなければいけないということではなくて、そのかわりとなるように、しっかりと支所とか自治連等が意見を拾い上げて、例えばほいじゃあ、議員がいなくてところはどうなるんですかというふうに思うわけですし、これからじゃあずっと、現状維持なり24人なり、何人になるかわかりませんが、必ずしも、結局議員に言える人と言えない人という立場の差もあるんだろうと、私は感じておりますので、やはり議員関係なく、意見を誰でも自由に言えて、それがしっかりと上がってきて、それを優先順位をつけてしっかりと議会が執行を判断していくと、予算を執行することを承認していくといったようなことが、三次市議会に今後求められる姿であるというふうに思っております。

それから、報告書に関してでありますけれども、先ほど承認いたしました。私は、今もって、これを承認したこと、ここに書かれている文言からこれを承認したことと、今回の議案の発議をすることの整合性がとれていないという御意見には、私はそのように思っておりません。

○議長(沖原賢治君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

まず、反対討論ありますか。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) 私は、ただいまの発議第5号に対し、反対の討論を行います。

先ほどの質疑でも明らかになったと思いますけれども、余りにも議会制民主主義、あるいは二元代表制を否定するやり方だと。やはり私たちは、力の十分、不十分あるかわかりませんが、日々努力をして、市民の皆さんの生活の向上、福祉の向上、あるいは営業の安定、さまざまな問題に対し、議員として活動しています。それは、まだまだ今合併をして、大変広い地域になって、議員が1人しかおられない地域、あるいは2人とか、そういった地域が出てきます。そうした人たちだけが、そのもちろん区域をエリアを活動地域としとるわけじゃもちろんないですけども、やはり住民の皆さんで見れば、なじみの深い、顔見知りの言いやすい議員さんにいろいろと尋ねてみたり、相談したりすることは当然のことだろう。定数を削減するということは、先ほど言いましたけれども、このような耳や目を減らすことになって、住民の皆さんはますます行政やら議員の顔が見えなくなる。こういう事態になるというふうに思います。

それから、地方自治法の改正で法定の上限がなくなりましたけれども、これは議員定数を削減するために上限をなくしたわけではなく、むしろ合併等によって広大になった自治体の住民意思をもっと反映させるために、増員も可能であるということにも理解できるわけであります。地方自治法改正前の三次市の法定条件は30人であり、現状ではそれを4人も下回っております。さらなる大幅な削減を必要とする本案には反対するものであります。

以上です。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を願います。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 私は、発議第5号三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）、今現在の26名の議員の定数を20名にする案に賛成の立場で討論に参加したいと思います。

先ほど質疑の中で、委員長報告に対する反対討論であるとかそういったものがなかったというような質問をされましたけれども、私自身が捉えておりますのは、あくまでこの特別委員会の委員長報告、中間報告も一緒だろうと思いますけれども、これについては、これまで行われてきた委員会の報告を委員長がされる。その中で議論をされたことを委員長が報告されることが今回の委員長報告であって、それが法的な拘束力を持つであるとか、そういったものでないというふうに捉えております。実際に、現実に、委員長報告をされたものが、そこで今回発表されたものというふうに考えております。問題は、その後それを受けて、条例化をされて、そのときにそれぞれの意見を出し合うというのが議会であろうかというふうに思います。当然、この中にありますように、常任委員会化については、私自身も広報広聴の常任委員会でありますとか、予算特別委員会の常任化については、その条例が出されたときに反対も行わさせていただいたところでありまして、その都度、その内容につきまして議論をしながら、いわゆる条例化、法的な整備をしていく中で、その中身をそれぞれ議会の中で議論していくべきだろうというふうに思っております。

まず、それを前提で、今回の20を提案された、賛成で討論させていただく理由は、先ほど議

員が減ってはそれぞれ市民の民意が、いわゆる市民の声が議会なり行政なりに反映できないということでもありますけれども、決してそんなことではなくて、今現在は、先ほどありましたように、ケーブルテレビも発達したり、ホームページも発達をしたり、実はいろんな情報にしても、議会が知る情報よりも、マスコミを通じてとかホームページを通じてとか、そういったところで市民の皆さんがいろんな情報を仕入れる機会もふえてまいりました。さらには、いろんな方法によって、行政に対する、あるいは先ほどの説明にもありましたように、自治連を通じて、それぞれの地域の課題について行政に要望するであるとか、そういったところができる仕組みができてまいりました。議員というのは、先ほど説明の中にもありましたように、大所高所から今後の三次市をどうあるべきかというのを考えるのが、議員の姿であろうかと思えます。

提案理由の説明にもありましたように、これからの三次市の財政状況を考えると、合併で膨れ上がった予算規模を、やはり縮小していく。みんなで一所懸命話し合いながら、全ての項目にわたって、いわゆる行革をやっていくというのが大事であろうかというふうに思えます。その中でいうと、予算規模でいうと、前から私自身もお話をしとるように、400億円程度の予算規模を最低でも25%カットして300億円程度までには縮小していく必要があるかと思えます。その数字を合わせて25%の歳出カットを行おうとすれば、当然、職員定数もそうでもありますけれども、いろんな全ての事業もそうでもありますけれども、それを議会定数に置きかえると、もう既に7.何人という形で、19人程度の規模がふさわしいという数字になってくるわけでありまして。さらには、今現在、三次市の合併をしてからの人口も減少しています。また、同じ人口規模の類似都市、これは総務省が認めたものであります。先ほど、議会改革の特別委員長報告の中で、類似都市とかという表現も出ておりましたけど、これはそれぞれで合併をしたところとか、面積だとか、あるいは学校の数だとか、そういったところで特別委員会のほうが三次市に見合うような形で類似規模を集められたものでありますけれども、私自身が調査をして、前回の議会でもお示しをしましたがけれども、総務省が示した類似都市の人口規模なり、類似都市の議員定数を見てみますと、今現在の平均は21.5人程度であります。21人強。今、各地の議会がそれぞれの市民の皆さんに意見を聴取したり、先日、呉のほうでも、議会運営委員会と市民の皆さんによる協議が行われたというような報道もありました。そういったことも含めて、来年の統一地方選挙なり、あるいは合併後の選挙なり、いろんな意味で、今後多くの議会が定数を増員をするということではなくて、どんどん削減をされた状況で、今後の議会の定数が決まってくるものということを考えると、この20人という数字が決して多い数字ではなくて、また市民の皆さんの大多数は、議員定数26人、現状もそうでもありますけれども、2名減の24人程度が適当であると思われる市民の皆さんはほとんどいらっしゃらない。もっと議会自らが改革をして、定数を削減をして、行財政改革に乗って三次市の財政状況を好転をさせるようにというのが、多くの市民の皆さんの声であろうかというふうに思えます。

私自身は、そういう思いも含めて、今回、議員定数20名に削減すること、これに賛成の意を表したいと思えます。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって討論を終わります。

これより発議第5号三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)を採決をいたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖原賢治君) はい、ありがとうございます。

起立少数であります。

よって発議第5号は否決をされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 発議第6号 三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第5、発議第6号三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(25番 助木達夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 助木議員。

[25番 助木達夫君 登壇]

○25番(助木達夫君) 皆さんおはようございます。

ただいま御上程をされました発議第6号三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、伊達英昭議員、岡田美津子議員、宍戸稔議員、新家良和議員、澤井信秀議員、山村恵美子議員と私、助木達夫でございます。

地方分権改革の一環として、地方自治法の改正による議員定数の上限を人口に応じて定めていた規定が撤廃となり、全国の地方議会においては、議員定数についての見直しが行われ、減数傾向が顕著となっております。議員定数の減数傾向は、地方自治体の財政難と相まって、住民による議会への要求の高まりとともに、議員定数を削減する自治体が増加したものと推察されるものであります。

本市においても、全国的な議員定数削減の流れの中で、決して例外ではないと認識しているところでございます。

こうした状況下にあつて、本市議会においては、平成24年6月26日に、議員10名で構成する議会改革推進特別委員会を立ち上げ、議員定数に関しては、先進地視察を含め、15回の委員会を開催し、調査研究を重ねてまいりました。同特別委員会では、議員定数について適正とされる明確な基準のない中で、産業構造、人口、面積、財政規模、合併市町村数、小・中学校数を考慮した類似団体との比較分析、また行財政改革を視野に入れた議会運営上の観点、さらには議会報告会で市民から出された意見を参考に議論をし、若干の意見の相違が見られたものの、

平成26年3月定例会において、特別委員会委員長による現状維持または定数2削減の方針が報告をされたところであります。

三次市は、広範囲な面積を抱える中山間地域であり、議員数削減によって、地域の声が市政に届かなくなってしまうはけません。これまで以上に、議員個人の活動並びに資質向上の努力が必要であると考えております。

今回は、現代の地方自治体を取り巻く社会情勢の変化や行財政改革の流れなどから、多くの自治体が苦渋の選択のもと、削減に踏み切っている現状、さらにこれからの本市人口推計、財政見通しを勘案すると、特別委員会の報告にある24人が妥当と考え、提案するものであります。

本市議会議員選挙、2年後に控え、この時期に議員定数を決定し、市民に周知していくことは、現市議会として非常に重要で意義があると考えております。今年度は、合併10周年を迎える年でもあります。そうして、今後の市の進む方向性を示した新たな総合計画が策定をされました。この新総合計画のキーワードであります、挑戦は三次市議会にも課せられた重要な使命でもあると認識をしております。本議案を提出することは、新たな議会のスタートを決意するものであると考えております。議員各位におかれましては、何とぞ趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

発議第6号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を願います。

討論は、反対討論、賛成討論交互にお願いいたします。

反対討論を願います。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

○15番（杉原利明君） 先ほど、発議第5号をさせていただきましたけれども、私は、冒頭申し上げましたとおり、今現在のこの2減という案に対して、もっと大幅に削減してくれというたくさんの方の市民の声をいただいております。その声を私は届けるのが役目であると、いま一度、先ほどしっかりと認識させていただきましたので、その民意をもってこの議案に反対とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 私も、反対討論であります、賛成討論がないようでありますので、反対討論をさせていただきたいと思っております。

発議第6号に対する反対の立場で討論に参加をしたいと思っておりますが、まず、議会改革推進特別委員会の真摯な、24回にわたる議論には敬意を表するわけではありますが、それをもって、現状維持の26、24ということでありました。最終的には、議長報告で議長判断ということで24名ということになりました。残念で仕方ありませんが、そういう判断でありますので、いたし方なく反対を行うわけであります。今の風潮からいうと、議員定数が現状維持とか増ということ、さも時代に逆行するよう思われますが、しかし、今言う、国でいう、地域もそうありますが、地方分権の時代ということになれば、より多くの皆さんの意見、より多くの議員の意見があつて、その町をつくっていく。今よく言われているように、オール三次で、これはまちづくりをしていくということになれば、より多くの皆さんの意見や、先ほど、道路とか溝とかというんじゃないくて、政策提言や提案を数多く執行部にぶつけながら、ともによいまちづくりをするというのが、これが議会のあり方だろうというふうに思っています。ということで、住民の声をしっかり受けとめて、その政策提言、提案を行うということが必要なんじゃないかというふうに思っています。

さらに、議員を減らせばいいじゃないかという意見については、もっとしっかり、議員しっかりせよと。もっと政策提言や提案をしなさい。議会の資質、議員の資質を叱咤激励の声であらうというふうに思っています。よってこれを謙虚に受けとめながら、議会へ反映していくというのが議会改革であり、これからの道だろうと。さらに、研さんを重ねて、議員一人一人が高まっていくということにならうかと思っております。

合併10年をやったわけではありますが、やはり先ほど言いましたように、地方分権、これが地域のことは地域で決めるということをやるために、そのことを進めていくべきであらうというふうに思っております。

合併選挙においては、38人、次の選挙で26名ということで、当時の法定定数30名を26人にしとるわけでありまして、もうこれ以上削減すべきではないというふうに思っております。多種多様な意見があつて初めて議会というのは構成をされるというふうに思っています。空白地をふやすようなやり方は住民サービス低下をするということで議論がありましたが、新潟大学の教授の言い方をとってみても、災害が起こったときに一軒一軒様子を見て回れる数、年に一度は自分の後援会ニュースを一軒一軒配れる数、いざというときに、避難所となる体育館の鍵など管理できる数などがあるというふうに提言をされてますように、地域のこともしっかりとやっぱりわかつていかななくてはならない。全てのことを、こういう広い市域を見るということにはならないわけですから、そういうことも一つの役割として、我々が進めるべきであらうというふうに思っています。

この議運で、東日本大震災の現地に行きましたが、そのときに、議員の役割として、避難誘導等を、その地域がよくわかつてしたという、しかし残念ながら亡くなったという方もおられ

たようでありますから、そういう役割も我々はあるわけで、単に減らして、その地域の声や地域のことがわからないということではならないということ、もちろん大所高所で決定することはあっても、その地域をしっかりと熟知するということが必要だろうというふうに思っております。

合併後、議員の活動範囲が格段と広がっておりますし、議員報酬は20年据え置かれ、さらに減額になっているという状況でありますので、財政的にも行革の立場から協力をしてるという状況であります。議会費は、三次市一般会計の0.8%にすぎません。まして、議員を2人減らして、福祉や教育に回って、住民のサービスが飛躍的に向上するというような言い方は幻想であります。私たちは、やはりこうした皆さんの意見、提言、提案をしながら、より開かれた議会とすることが、さらなる議会改革になるということだと思っております。ということを通じて、反対討論とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより発議第6号三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）を採決をいたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） はい、ありがとうございます。

起立多数であります。

よって発議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 常任委員の選任

○議長（沖原賢治君） 日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、総務常任委員に大森議員、林議員、久保井議員、亀井議員、宍戸議員、杉原議員、齊木議員、桑田議員、小池議員の9名を、教育民生常任委員会に平岡議員、國岡議員、小田議員、須山議員、吉岡議員、新家議員、山村議員、鈴木議員と私、沖原の9人であります。産業建設常任委員に、竹原議員、助木議員、伊達議員、池田議員、岡田議員、福岡議員、保実議員、澤井議員の8人を、広報広聴常任委員に平岡議員、岡田議員、小田議員、吉岡議員、齊木議員、桑田議員、鈴木議員、小池議員の8人をそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よってただいま指名をいたしました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定をいた

しました。

ただいま選任いたしました各常任委員会の正副委員長の互選については、次の休憩中に委員会を開催され、互選されますよう、年長委員の方にはよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議会運営委員の選任

○議長（沖原賢治君） 日程第7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、平岡議員、大森議員、助木議員、林議員、伊達議員、久保井議員、保実議員、宍戸議員、新家議員、澤井議員の10名を指名したいと思います。これに御異議ありません。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よってただいま指名をいたしました議員を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

この際しばらく休憩をいたします。

各議員は直ちに生涯学習センターに御参集の上、各常任委員会及び議会運営委員会を開会され、正副委員長の互選をよろしくお願いをいたします。

再開は別途連絡をさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時17分——

——再開 午前11時54分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（沖原賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について報告を受けましたので、この際御報告をいたします。

総務常任委員会委員長に亀井議員、副委員長に林議員、教育民生常任委員会委員長に新家議員、副委員長に鈴木議員、産業建設常任委員会委員長に助木委員、副委員長に澤井議員、広報広聴常任委員会委員長に岡田議員、副委員長に齊木議員、議会運営委員会委員長に伊達議員、副委員長に平岡議員、それぞれが互選されましたので、報告を終わります。

この際しばらく休憩をいたします。

再開は13時からといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時55分——

——再開 午後1時0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（沖原賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 報告第 9 号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第 10 号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（沖原賢治君） 日程第 8、報告第 9 号及び第 10 号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第 9 号及び報告第 10 号の報告 2 件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第 9 号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金の返済が遅滞している者に対し、支払い督促の申し立てを行ったところ、督促異議の申し立てがなされ、これに伴い、民事訴訟法第 395 条の規定に基づき、訴訟事件に移行することになったため、訴えを提起することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

次に、報告第 10 号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金の返済が遅滞している者に対し、支払い督促の申し立てを行ったところ、督促異議の申し立てがなされ、これに伴い、民事訴訟法第 395 条の規定に基づき、訴訟事件に移行することになったため、訴えを提起することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告 2 件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 報告第 11 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 25 年度三次市一般会計予算）

報告第 12 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 25 年度三次市下水道事業特別会計予算）

報告第 13 号 繰越計算書について（平成 25 年度三次市病院事業会計予算）

○議長（沖原賢治君） 日程第 9、報告第 11 号及び報告第 12 号繰越明許費繰越計算書について及び報告第 13 号繰越計算書についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました報告第11号から報告第13号までの報告3件について一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第11号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成25年12月市議会定例会、平成26年3月市議会定例会において御議決いただきました平成25年度三次市一般会計予算の繰越明許費について、市民ホール建設事業ほか27件、合わせて3億5,252万4,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第12号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成26年3月市議会定例会において御議決いただきました平成25年度三次市下水道事業特別会計予算の繰越明許費について、三次水質管理センター増設事業ほか1件、合わせて3億6,000万円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

最後に、報告第13号繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成25年度三次市病院事業会計予算の繰越額について、市立三次中央病院PET-CT整備事業の繰り越しに伴う建設改良費3億1,384万円を、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、平成26年度に繰り越いたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げます。

○議長(沖原賢治君) 質疑を願います。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○12番(新家良和君) 報告第11号と報告第13号について御質問いたします。

最初に、報告第11号ですが、今回の繰越総額のうち、末尾のページですけれども、11災害復旧費のところの農林水産施設災害復旧費、農地災害復旧、農業施設災害復旧、林業施設災害復旧、この3件について、昨年12月の補正予算のときの繰越明許でございますけれども、当時の御説明では、昨年の8月末から9月頭にかけての集中豪雨による災害、その復旧であるという御説明でございました。あれから既に数カ月、10カ月近くたっておるわけですが、現在の工事の進捗状況、加えて、項目2のところの土木施設災害復旧費ですが、これはことしの3月の補正予算の繰越明許でございますが、おの市の市道、県道の復旧に対しての事業進捗や、6月エンドもしくは7月エンドで完了予定の見込みであると、このような説明でございました。あわせて、この見込みについて、お伺いをいたします。

それから、報告第13号でございますが、病院事業の関係で、PET-CTの整備事業で今回3億1,384万円の繰越額が決定しておりますが、一般会計のほうの繰越明許の4番の衛生費、

保健衛生費のところの病院事業会計負担金で、1億2,640万円繰り越しがございます。このたびのこの病院事業の3億1,384万円とこの一般会計で繰り越される額との関連についてお伺いいたします。

(産業部長兼農業委員会事務局長 上岡譲二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 上岡産業部長。

○産業部長(上岡譲二君) 新家議員の御質問の農業水産施設災害復旧費の復旧事業の現在の進捗状況ということでございます。

農地災害復旧事業につきましては、22件繰り越しをさせていただきましたけれども、既に全て完了しております。

2番目の農業施設災害復旧事業につきましては、8件繰り越しさせていただきました、6件が完了しております。あと、ため池2件が8月末の完了予定でございます。

3つ目の林業施設災害復旧事業につきましては、4件繰り越ししてございまして、3件が完了済みでございます。1件については、9月末の完了予定でございます。

以上でございます。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) 項2の土木施設災害復旧費でございますが、これは全て道路災害の関係で、5件の繰り越しをさせていただきました。その右の表の事業名のところでございますが、現年災害公共土木復旧事業、これは市道が2路線、県道が1路線でございますが、6月末完成予定と申し上げましたけれども、海田原敷地線が6月末完成予定で、現在の進捗率が95%でございます。そして、あとの2路線、上作木森山線と県道大津横谷線は既に完成いたしております。

それから、その下の現年災害単独土木復旧事業でございますが、3月議会では7月末完了を見込んでいたと申し上げました。その2路線のうち、吉舎の小学校入り口の三玉322号線は6月末完成予定でございます。そして、もう一本の菅田本線でございますけれども、これはのり面の崩壊を防止するための受圧板というのがございます。十文字になって、遠くから見ると手裏剣のような形にも見えるんですけども、その受圧板が受注生産となったため、材料の調達に時間を要しまして、できるだけ早く完成したいと思いますけれども、8月中旬の完成を見込んでおります。しかしながら、フォローアップして、できるだけ早期の完成を目指していきます。

(市民病院部事務部長 山本直樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 山本市民病院部事務部長。

○市民病院部事務部長(山本直樹君) このたびの病院の繰り越しでございますけれども、PET-CTの事業費に係るもので、3億1,384万円を繰り越すものでございます。

その財源としまして、企業債を1億3,630万円と、それから過疎債、これを1億2,640万円、さらに損益勘定留保資金5,114万円の内訳としております。このうち1億2,640万円につきましては、過疎債を一旦一般会計のほうで受け入れをしまして、それを全額病院事業会計のほうへ繰り出すということで、一般会計のほうへ繰越明許予算をあわせて計上しておるところでござ

います。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○12番(新家良和君) ただいまの説明で理解いたしました。PET-CTの整備事業の遅れについては、入札の不落の影響がこの結果につながったのかどうか、確認のために御質問いたします。

(市民病院部事務部長 山本直樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 山本市民病院部事務部長。

○市民病院部事務部長(山本直樹君) 御指摘のとおり、これは25年度事業でございます。昨年度入札を行ったわけでございますが、入札の設計の額に合わないということで、参加業者が得られず、昨年度は入札が不調になったものでございます。そうしたことで、本年度に事業を繰り越したということでございます。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告3件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第48号 三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成基金条例(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第10、議案第48号三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成基金条例(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第48号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第48号三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成基金条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、大阪府在住の真田一幸氏からの寄附金を財源として、同氏の思いに応じて、市内の子どもを対象としたスポーツ、文化の振興及び育成を目的とする事業の推進に要する経費等の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を設置しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(沖原賢治君) 質疑を願います。

(3番 小池拓司君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 小池議員。

○3番（小池拓司君） 私もこの文化子ども育成基金の取り組みと、その寄附の話を聞いたときに、すごくすばらしい話だと思って、感心させていただいたわけですが、具体的に、このスポーツに使われる中で、寄附者の方の思いが反映される形に今のところやりとりはされておるのでしょうか。

（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 白石教育次長。

○教育次長（白石欣也君） 真田さんから寄附をいただいたときの指定寄附の御希望条件としまして、子どもたちのための文化、スポーツの振興につながる施策に有効に使われることという御希望をいただいております。これに基づきまして、今年度、具体的な事業のプランを策定し、それから平成27年度から事業実施をしたいと考えております。

（3番 小池拓司君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 小池議員。

○3番（小池拓司君） 私もニュースリリースでこの経緯については見させていただきまして、三次市で在住されていたときに大恩があって、今の仕事の働かれていますこと、とかから、できたお金を寄附していただいたという経緯がございますので、できればスポーツ育成の中でも、とりわけ水泳など、命にかかわるスポーツ、覚えておけば、命を助けることに直結するような取り組みに関して、補助が行けばなど、御提案させていただきたいと思います。

○議長（沖原賢治君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号は、教育民生常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第49号 工事請負契約の一部変更について

議案第50号 市道路線の認定について

○議長（沖原賢治君） 日程第11、議案第49号及び議案第50号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第49号及び議案第50号の議案2件について一括して御説明申し上げます。

議案第49号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、（仮称）三次市民ホール舞台特殊設備工事につきまして、工事の追加等に伴い、請負金額を4億425万円から4億3,935万円に増額変更しようとする事について、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決

を求めようとするものであります。

次に、議案第50号市道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす市道十日市436号線ほか2路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき市道認定することについて、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 議案第49号について御質問いたします。

ただいまの上程の説明の中で、追加工事という御説明でございましたが、本件は今年の6月議会において、吹田市の三精輸送機が96%で落札をして、4億425万円で工事にかかった案件でございますが、そのときの内容で、つり物機構、音響、それから照明等、舞台関連の費用で、ただし備品は含まれておらないという議案説明でございましたけども、今回の工事の追加について、その中身についてまずお伺いしたいと思います。

（特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長（堂本昌二君） 今回の議案につきましては、議員の御指摘のとおりの中身でございますが、今回追加させていただく工事については、これまで備品のほうで購入して設置しようとしておったものがございます。26年度予算で1億円の備品の予算をいただいております。そのうちこの今回3,510万円でございますが、その金額について、備品から工事のほうに回させていただいて、追加工事として今回変更契約を仮契約ですが、させてもらったものであります。

この工事の中身は、スポットライトでありますとか、音響でいえば、ワイアレスマイクシステムとかといったものであります。工事でやるということも考え、今回させてもらうということですが、備品でも買うことはできるものではあります。今回、三精輸送機、現在名称ちょっと変わって三精テクノロジーズでございますが、そちらのほうと協議をした中では、今後の作動性、あるいは機能の保証についてしっかり求めた場合には、工事と一体でこういうものを設置したほうが、将来にわたって大事になる音響でありますとか照明を保証し、メンテナンスのほうにもよろしいという方向を今までの中で、協議をした中で受けました。それを受けた中で、今回は備品のほうで予算をさせてもらったものの、今回はその一部については工事で設置をさせていただくということで、今回の議案とさせてもらったものであります。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 備品の一部を工事に振りかえたという説明については理解をいたしまし

た。ただ当初、1億円の備品の費用を計上されておったということは、また今回の3,510万円、工事に回しますけども、残りはまだ備品として予定があるという理解をいたしますが、それによろしいのかということとあわせて、今回、補正予算でインフレスライド条項が市民ホールの工事全体において御提案されておりますけども、この舞台関連については、インフレ条項の適用はなかったということによろしいのかどうか、御確認をさせていただきます。

(特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長(堂本昌二君) 備品のほうで1億円予定させてもらってありましたものは、先ほどの音響、照明以外にも、大道具でありますとか、一般的な備品とかが含まれておりました。ということで、残りの約6,500万円ではございますが、これについては、今備品を整備する計画を立てておりますので、それに基づいて、今後随時発注等をしてまいりたいと考えております。

もう一点の今回の補正予算のほうにお願いしております中には、今回の舞台特殊設備工事についてのものは含まれておりません。

○議長(沖原賢治君) ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第49号を付託いたします。次に、産業建設常任委員会に議案第50号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第47号 平成26年度三次市一般会計補正予算(第1号)(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第12、議案第47号平成26年度三次市一般会計補正予算(第1号)(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第47号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第47号平成26年度三次市一般会計補正予算(第1号)(案)について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5億9,803万6,000円を追加し、補正後の総額を414億9,803万6,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

総務費は、市民ホール建設事業について、インフレスライド条項の適用及び仕様、数量等の変更により、3億1,660万円を増額、新庁舎建設事業について、インフレスライド条項の適用により1億2,740万円を増額、基金管理経費は、寄附金を活用するため、真田一幸スポーツ・文化子ども育成基金を新設し、その基金への積立金1億円を追加、合わせて5億4,400万円を追加。

民生費は、老人福祉経費及び福祉保健センター経費の自動体外式除細動器賃借料27万円の追加、その他備品購入費233万4,000円の減額、保育所経費の労働者派遣に係る保育業務委託料3,110万円の追加、合わせて2,903万6,000円を追加。

教育費は、三良坂小中一貫教育校整備事業について、インフレスライド条項の適用により1,950万円を増額、みよし運動公園陸上競技場インフィールド改修等に係る設計委託料550万円を追加、合わせて2,500万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

寄附金は、社会教育費寄附金1億円を追加、繰入金は財政調整基金繰入金4,063万6,000円を追加、市債は市民ホール建設事業債、新庁舎建設事業債、学校施設整備事業債及び社会体育施設整備事業債を増額し、合わせて4億5,740万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費につきましては、第2表のとおり、三次駅周辺整備事業のうち、中原踏切拡幅事業について、平成27年度に繰り越そうとするものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、第3表のとおり、自動体外式除細動器賃借を追加しようとするものであります。

第4条地方債の補正につきましては、第4表のとおり、社会体育施設整備事業について追加し、市民ホール建設事業ほか2件について変更しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号平成26年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第47号については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 請願第1号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出について

○議長（沖原賢治君） 日程第13、請願1件を議題といたします。

今期定例会において受理した請願、陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第1号集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わない

ことを求める意見書の提出についてを総務常任委員会に付託をいたします。

この際議事の都合により副議長と交代をいたします。よろしく申し上げます。

〔議長交代〕

〔議長 沖原賢治君 退席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議長の常任委員辞任について

○副議長（福岡誠志君） 日程第14、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

教育民生常任委員の沖原賢治氏から、議長の職務を行う都合上、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（福岡誠志君） 異議なしと認めます。

よって沖原賢治氏の常任委員辞任を許可することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 1時31分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年6月13日

三次市議会議長 沖原賢治

三次市議会副議長 福岡誠志

会議録署名議員 福岡誠志

会議録署名議員 新家良和